

療相第1902-3号
令和6年10月16日

障害サービス事業所代表者 各位

神奈川県立総合療育相談センター
所長 長谷川 嘉春
(公 印 省 略)

「治療用装具製作指示装着証明書」交付手数料の誤徴収に係る周知について（依頼）

本県の障がい者施策の推進には日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、総合療育相談センター診療所において、当センター開設当初から本来徴収すべきではない「治療用装具製作指示装着証明書」の交付手数料を誤って徴収していたことについては、本日付で記者発表を実施したところです。

当センターでは、次のとおり当該証明書を受けたことのある患者様へ返還手続きを進めてまいります。対象となる患者様への周知が困難となっています。

つきましては、別添のチラシを掲示いただくなど、貴事業所利用者の皆さまへの周知について、ご協力くださるようお願いいたします。

【返還対象の患者様】

- 1 令和元年度～5年度の間当該証明書の交付を受けた方
県から個別に返還手続きのご案内を送付いたします。
- 2 上記の期間よりも前に当該証明書の交付を受けた方
専用受付フォームによりお申し出をいただき、カルテで交付が確認できた場合、返還手続きのご案内を送付いたします。

ご不明な点等がありましたら、下記、問合せ先までご連絡くださるよう併せてお願いいたします。

※ 「治療用装具製作指示装着証明書」について

医療保険において、保険医が疾病又は負傷の治療上必要であると認めて患者に装具を装着させた場合に、患者が支払った装具購入に要した費用について、保険者はその費用の限度内で療養費の支給を行うこととされている。

保険医療機関は、患者から保険給付を受けるために必要な保険医療機関又は保険医の証明書、意見書等（「治療用装具製作指示装着証明書」を指す。）の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない、と規定されている。（「保険医療機関及び保険医療費担当規則」）

問合せ先

副 所 長 星野（ほしの）
管理課長 金岡（かなおか）
電話 0466-84-5700(代)

神奈川県総合療育相談センター診療所で
「治療用装具製作指示装着証明書」の交付を受けた皆様へ
～交付手数料誤徴収のお詫びと返還手順のお知らせ～

総合療育相談センター診療所では、医師が疾病又は負傷の治療遂行上必要な装具と認める「治療用装具製作指示装着証明書」を交付しています。

「治療用装具製作指示装着証明書」とは

医師の指示に基づき、患者が疾病又は負傷の治療遂行上必要な装具を購入した場合に、加入している**健康保険（国民健康保険・協会けんぽ・各種健康保険組合）に提出し、装具の購入に要した費用の払い戻し（療養費の支給）**を受けるために必要な医師の証明書。

※障害者総合支援法の「補装具費」支給のための意見書（市町村の障害福祉主管課に提出）ではありません。

交付に当たっては、本来交付手数料を徴収すべきではないにも関わらず、総合療育相談センター開設時から誤って徴収していたことがこのたび判明しました。当センターを信頼し、ご利用いただいている皆様に大変ご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

つきましては、次により誤徴収した交付手数料を返還いたしますので、お手数をおかけしますが、必要な手続を行っていただくようお願いいたします。

1 令和元年度～5年度の間当該証明書の交付を受けた方

県から個別に返還手続のご案内を送付いたします。なお、総合療育相談センター受診時から転居されている等、還付案内が届かない場合は下記2の専用受付フォームにてお知らせください

2 上記の期間よりも前に当該証明書の交付を受けた方

県では対象となる患者様の特定が困難なため、恐縮ですが、下記の専用受付フォームによりお申し出ください。

カルテで交付が確認できた方に返還手続のご案内を送付いたします。

【専用受付フォーム URL】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=73388

【申出受付期間】

令和6年12月27日(金曜日)まで



今後は、職員一丸となって再発防止の徹底と皆様の信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解くださるようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までお問合せください。

問合せ先

神奈川県総合療育相談センター

副所長 星野（ほしの）

管理課長 金岡（かなおか）

電話 0466-84-5700